

爬虫類飼養管理ワーキンググループ（第3回）議事概要

1. 日時：令和7年9月3日(水) 15時00分～17時00分

2. 会場：東京都内

3. 出席者

座長	三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター 院長 日本獣医エキゾチック動物学会 会長
委員	小家山 仁 戸田 光彦 三谷 伸也	レプタイルクリニック 院長 一般財団法人自然環境研究センター 研究主幹 鳥羽水族館 生物多様性保全推進室長
事務局	小林 誠 遠矢 駿一郎 野田 佳代子 岡部 正太	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 企画官 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長補佐 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 専門官 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 環境専門員

4. 座長選出 三輪委員を座長とすることについて、全委員異議なし

5. 議事概要

議事（1）～（4）について検討が行われた。

（1）爬虫類に関する飼養管理基準策定に向けた検討方針について

事務局より、資料1「今後の検討スケジュールについて（予定）」について説明した。事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

○検討スケジュールについて（資料1）

- 基準を公布する時期を定めずに進めていくという認識でよいか。（委員）
- 今後の検討の進捗状況に従って公布する時期を決めていくことになる。（事務局）
- ワーキンググループの開催間隔についてはどうか。（委員）
- 今年度は今回を含めて2回実施する予定である。来年度以降は状況に応じて開催頻度を決定する。（事務局）
- 来年度以降委員の増減を考えているか。（委員）
- 今年度新体制でスタートしたところなので、継続して先生方にお願いしたい。意見を伺った方が良い方等がいれば、参加いただくことも検討する。（事務局）

事務局より、資料2「爬虫類に関する飼養管理基準策定に向けた検討方針（案）」について説明後、以下の質問・意見等があった。

○爬虫類に関する飼養管理基準策定に向けた検討方針（案）について（資料2）

- 説明にもあったが、種ごとにグルーピングをして基準を決めるとしてもその科学的根拠がない。一般的な種に限っても科学的根拠は明確ではなく、種ごとの細かい結論を出すことは相当困難であり議論も収束しない。（委員）
- 現行の「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」に基づく適正な飼養の観点から、誰が見ても明らかに悪い状態を解決していく事が重要と考える。爬虫類については、現行制度で網羅できていない部分もあると思う。そういったものを挙げて、各方面的理解を得ながら適正な飼養の基準を決めていかないと決まらないのではないか。（委員）
- 明らかに不適正なところを指導監督できるような基準作りとしたい。すべての爬虫類について望ましい姿を網羅して具体化することは困難であるため、可能な範囲で多くの課題を解決できる内容としたい。（事務局）
- グルーピングが難しいことは過去ワーキンググループより理解している。多様な爬虫類をどう扱うかが難しく、課題からバックキャストしていく方法が最短の検討だと思うが、あ

る程度の網羅性を追求することも必要である。飼養の主要な対象となる種は丁寧に記載する必要がある。また爬虫類は、哺乳類に比べると野生由来の個体が飼養されることも多いため、そこをどう考慮するかも重要である。（委員）

- 種にこだわる必要はない。根拠としたエビデンスが正しいのかどうかも不明で、人や環境によって飼い方も変わり、動物の性格によっても飼い方の良し悪しが変わる。個別の議論になっていくと思うので、動物愛護管理法の目的に照らし、動物が健康上支障なく、最低限生活できる基準を決めるというところからぶれないとすべきである。（委員）
- 現行の基準は、哺乳類、鳥類、爬虫類、これらの動物に対して共通して守るべき基準が明文化されているもの。ただし、これを爬虫類の個別の種に一つずつ当てはめて具体化することは困難だと考えるため、動物愛護管理法の目的に照らして適正に飼養されるよう、汎用性を踏まえて基準の具体化をしていく。（事務局）
- 指導監督を行う自治体へのアンケート等も実施をするというのは、今、既に実施されているのか。（委員）
- 自治体にはすでにヒアリングを行っており、参考資料2でもお示している。今後ある程度基準の素案が示せるようになった段階で、改めて自治体へアンケート等を実施する。（事務局）
- 基準が公布された後の運用はどう考えているのか。（委員）
- 動物取扱業を指導監督する自治体において運用される。基準を満たしていない業者に対しては施設を訪問して指導を行う。改善されない場合には勧告、命令その後刑事告発される可能性もある。（事務局）
- 現行では自治体は指導をしにくいということか。既に記載のある、明らかに体が曲がっている場合や動けない姿勢の場合を指導するのも厳しいのか。（委員）
- 現在は哺乳類、鳥類、爬虫類の広範な動物を対象としている基準であるため、十分な指導がしにくいとの意見がある。また、自治体職員の専門性に頼るにも限界があるため、自治体が適切な指導監督を行うための判断材料となるような基準としたい。（事務局）
- 例えば、ケージサイズについて具体的な数値を示して進めていくという形か。（委員）
- ケージサイズ等の定め方については、定量的に定めるべきなのか、定性的に定めるべきなのかは今後の議論で決めていきたい。どのような状態が動物にとって適正か等の知見を充実、整理し、議論していきたい。（事務局）
- 監督指導する自治体の方に対して勉強会などを行う予定はあるのか。（委員）
- 爬虫類の基準ができた際には自治体に対して説明する場を設ける。（事務局）

（2）爬虫類の動物取扱業における飼養管理に関する主な課題について（資料3）

事務局より、資料3「爬虫類の動物取扱業における飼養管理に関する主な課題」について説明後、以下の質問・意見等があった。

○爬虫類の動物取扱業における飼養管理に関する主な課題について

- 資料の6つの課題について、これで十分かどうかの判断が難しい。6つの課題は同じレベルのものでない。①と②はスペースの話だが、①の短期間は具体的にどれくらいか、②は長期間でどれくらいの空間が必要なのかという話で、非常に重要な論点。③もどのような設備を整えるのかということで動物取扱業の状況を踏まえて重要。④は個体差が大きく一般化しづらいが、重要である。⑤の不健康な状態については、個体差もあるため丁寧に見る必要がある。例えばカメにおいて、過去に怪我をして甲羅が欠けているが、治療後健康に生活しているという場合もある。⑥の同居について、種類によって異なる部分もあると思う。どのようなケースがあるのかを見ながら議論する必要がある。特に①②についてどのようにとらえるかが重要な課題であると感じた。（委員）
- イベントでの展示販売など一時的な期間の具体化や、自然な行動とは具体的にどのような行動なのかなどを考える必要がある。過度なストレスについても個体差や種による差があ

り、ストレスを客観視するのは難しい。例えば餌を食べるかどうかや、見た目の健康状態で客観視することが必要である。（委員）

- 同居について、動物園や水族館では繁殖時の噛み合いはよくある。また繁殖のためクーリングすることもある。意図をもってその環境に置いているのだということを、明確に示すことができるかが重要。（委員）

（3）爬虫類に関する飼養管理基準検討箇所について（資料4）

事務局より、資料4「爬虫類に関する飼養管理基準検討箇所」について説明後、以下の質問・意見等があった。

○爬虫類に関する飼養管理基準検討箇所について（資料4）

- p 17フ（1）について、「品種」ではなく、「動物種」という記載にすべき。（委員）
- p 7ホについて、餌動物の逃走についての配慮は課題となるのか。その場合、餌用昆虫も含める必要がある。（委員）
- p 3イ（6）で対応したい。爬虫類の飼養について必要があれば検討していく。（事務局）
- 温度勾配を作つて体温を保つことは理想だが、狭いケージでは難しい。一部をヒーターで温めることで可とするのか。（委員）
- 温度勾配に関する意見のご趣旨としては、狭いケージ内で温度勾配を設けるべきというより、適当な温度については幅を持たせた基準にしてほしい、というご趣旨であった。どのような形の基準が必要かは今後検討していく。（事務局）
- p 6（3）清掃について、必ず洗浄を行うこととあるが、水族館など植物と一緒に展示をしている場合、毎回洗浄消毒を行うのは厳しいのではないか。（委員）
- 使用済みケースに次々と動物を入れている場合、疾病等が移る可能性がある。どのような形で清掃を行つてもらうかについては今後検討する際に具体化していきたい。（事務局）
- p 8「特別な事情がある場合」は何を想定しているのか。（委員）
- かかりつけの獣医師等によって事前に診療を受けていて、個体の状態悪化時に取るべき対応の指示を受けている場合等を想定している。（事務局）
- 爬虫類の特殊性を踏まえると、犬猫の基準をベースにして議論している犬猫以外の哺乳類の基準を爬虫類にそのまま当てはめるというプロセスは見直す必要性があるのではないか。変温動物であるため、活動する時間と活動しない時間がはっきりしている。種によるが、一日の中の活動時間と休息時間の切り替わりの頻度が哺乳類とは異なる。展示時間にもかかるが、そういった時間の切り替わりを考慮することが重要である。（委員）
- p 6 p 7の日光浴についても哺乳類にない特徴で、紫外線が必要な種がいる。（委員）
- 個体サイズの違いも哺乳類と違う点である。1 gくらいの個体を扱う場合もある。サイズのばらつきが大きい中で、小さい個体に関しても基準がカバーできているのかどうかを見る必要がある。例えば1日1回の清掃については、非常に小さい動物の場合、現実的ではない。（委員）
- 逸走について、爬虫類の逸走は社会的にも個体にとっても影響が大きいため、強調した方が良い。（委員）
- p 6 動物の飼養に従事する従業員について、検討事項としてわざわざ取り上げる必要があるのか。他の生き物でも同じなのでは。（委員）
- 従業員数は業者にとっても重要であり、業を行う上で足かせとなる可能性もある。爬虫類は体の大きさや飼い方が哺乳類より幅広い。どの動物に対してどのような飼い方をするのか、それによってどれくらい汚れるのか等、丁寧に議論を進める必要がある。（委員）
- 従業員数検討の目的は、不衛生な状態の解決であり、この課題の解決にどの基準の検討が必要なのかを今後議論したい。必要な従業員数の考え方については動物取扱業の意見も踏まえながら検討する。（事務局）
- 夜間の営業について、カフェやバーでマスコットのように爬虫類が飼養されている場合も

現在の議論で扱うのか（委員）

- 展示をすることによって利益を得ている場合は業であるが、ただ片隅に展示しているだけでは業とは言えないケースもある。個別具体的な話であり一概に言えないが、爬虫類の展示や販売を主としている場合には適応される。（事務局）
- イベント販売等が問題になっている。アメリカのようにイベントの主催者側でルールを設けるという方法で解決できるのではないか。（委員）
- 自主的な管理が進むと良いが、爬虫類の飼養管理における適正な状態を我々としてもしつかり示していかないと自主的な管理も難しいと思っている。イベント会場で営業される方々の意見もいただいているので受け止めながら基準を検討していきたい。（事務局）

（4）その他について

- 今回のワーキンググループでの議論を踏まえて次回のワーキンググループの議事内容を検討する。（事務局）

以上